

## 議員提出第 11 号議案

### 足立区議会の議決すべき事件を定める条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出する。

平成 26 年 12 月 22 日

#### 提出者

足立区議会議員	古 性 重 則
同	吉 岡 茂
同	長 井 まさのり
同	針 谷 みきお
同	鈴 木 あきら
同	鹿 浜 昭
同	うすい 浩一
同	新 井 英生
同	岡 安 たかし
同	ぬかが 和子
同	たがた 直昭
同	渡 辺 ひであき

足立区議会議長 せぬま 剛 様

#### ( 提案理由 )

地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件について定める必要があるため、この条例案を提出する。

## 足立区議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく足立区議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 足立区基本構想の策定及び改廃
- (2) 区としての基本的な方向性を定める宣言の制定及び改廃
- (3) 姉妹都市又は友好自治体との提携締結の決定

付 則

この条例は、公布の日から施行する。